

第21期福島県内水面漁場管理委員会

第8回委員会議事録

1 日時	令和5年8月2日（水） 14時00分から14時45分まで
2 場所	福島テルサ つきのわ（福島市上町4番25号）
3 出席者	(委員) 熊田純道（ウェブ参加）、寺西博志、中沢重一、坂内由夫、 松本秀夫、石井弓美子（ウェブ参加）、片山亜優（ウェブ参加） 三木志津帆（ウェブ参加） (書記) 後藤勝彌（水産課主幹） 渡辺透（水産課主任主査） 鈴木翔太郎（水産課副主査） 伊藤裕子（水産課技師） (県側) 山廻邊昭文 水産課長（書記長） 平田豊彦 水産事務所長 山本達也 水産資源研究所長 川田暁 内水面水産試験場長
4 議事	(1) 議案 議案第1号 内水面共同漁業権の免許について（諮問、答申） 議案第2号 内水面共同漁業権の遊漁規則の認可について（諮問、答申） 議案第3号 漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準について（協議） 議案第4号 福島県内水面区画漁業権の漁場計画の案に関する公聴会の結果について 議案第5号 福島県内水面区画漁業権の漁場計画の案について（答申） 議案第6号 福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部改正について 議案第7号 福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示、等に関する規程の一部改正について 議案第8号 福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の制定について

(2) 報告事項

ア 全国内水面漁場管理委員会連合会令和5年度通常総会について

5 会議

(1) 開会

後藤書記

定刻となりましたので、只今より第21期第8回福島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

委員の出席状況を御報告いたします。本日は委員10人中、8名の御出席をいたしております。また、片山会長、熊田委員、石井委員、三木委員におかれましては、ウェブでの御参加となっており、福島県内水面漁場管理委員会運営規程第3条第5項の規定に基づく情報通信機器を活用しての御参加となります。

よって、本委員会は、漁業法第173条で準用する漁業法第145条第1項の規定により、委員の過半数をもちまして成立いたしますことを御報告申し上げます。

(2) 会長

挨拶

後藤書記

はじめに、片山会長より御挨拶をお願いします。

会議に先立ちまして、一言、御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、御忙しい中、御出席頂き、誠にありがとうございます。また、日頃から福島県内水面漁業への御支援、御協力を頂きまして厚く御礼申し上げます。

さて、本会に先立ち、6月5日に福島県内水面区画漁業権漁場計画の案に関する公聴会を開催いたしました。御出席いただきました委員におかれましては、御対応いただき、改めて御礼申し上げます。

公聴会の結果を踏まえまして、区画漁業権の免許の内容について御審議いただければと思います。

また、前回の委員会で御審議いただいた共同漁業権について、御案内のとおり免許と遊漁規則に関する議案が含まれております。漁業者や遊漁者にとって重要な議案が続きますので、委員の皆様には、慎重な審議を御願いいたします。簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

(3) 職員

の紹介

後藤書記

ありがとうございました。

議事に入る前に、本年5月8日付で知事部局及び本委員会事務局職員の人事異動がございましたので、改めて職員の紹介をさせていただきます。

	水産課調整担当技師で、本委員会書記併任の伊藤裕子でございます。
伊藤書記	水産課漁業調整担当技師、本委員会書記併任の伊藤です。よろしくお願ひいたします。
(4) 議長の選出	
後藤書記	続きまして、議長を選出いたします。
	委員会運営規程第3条第1項の規定により、会長が会議を主宰することとなっておりますので、片山会長に議長をお願いしたいと思います。片山会長、よろしくお願ひいたします。
(5) 議事録署名人の選出	
片山会長	はい。よろしくお願ひいたします。
	議事に先立ちまして議事録署名人を選出いたします。議長指名とさせていただいて、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
片山会長	それでは、議事録署名人に坂内委員と三木委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。
(6) 議案	
片山会長	それでは、議事に入ります。
	議案第1号「内水面共同漁業権の免許について（諮問、答申）」を議題といたします。本件に関して、知事より諮問されております。詳細について知事部局から説明をお願いいたします。
山廻邊課長	議長。水産課長。
片山会長	お願ひいたします。
山廻邊課長	水産課の山廻邊でございます。
	議案第1号「内水面共同漁業権の免許について」の諮問内容について御説明いたします。県内の内水面の共同漁業権は、令和5年8月31日をもちまして存続期間を満了します。
	資料10ページをお開きください。漁業権切替に係る事務の流れをお示しております。県では、令和5年9月1日の漁業権一斉切替に向けて、各漁協への要望調査やヒアリング、漁場調査等を実施いたしまして、関係機関との調整を図ってまいりました。その結果を踏まえ漁場計画を立案

し、令和5年1月27日に開催された内水面漁場管理委員会で知事から貴委員会に諮問いたしました。貴委員会におかれましては、令和5年3月上旬から中旬にかけて公聴会を開催し、令和5年4月17日に、県が立案しました漁場計画案に対して、意見を付して答申されました。

県では、答申を踏まえ、令和5年5月11日に漁場計画を策定し、公示した令和5年5月23日から令和5年6月30日までの免許申請期間に28件の申請がありました。

今般は、下から2つ目の漁業権免許に関する諮問・答申となります。

資料1ページをお開きください。令和5年7月26日付5生流第1769号で知事から貴委員会に諮問しております。

内容の詳細につきまして、担当より説明させます。

渡辺主任主
査

水産課の渡辺です。

申請の内容について説明いたします。資料2ページをお開きください。免許申請提出書類の一覧を2ページから5ページまで示しております。資料の表は、左から公示番号、河川名、申請日、申請受理日、申請者の住所、申請者及び提出書類の一覧を漁業権漁場ごとに示しております。いずれの申請も期間内に申請され、必要な書類は添付されております。

次に、6ページを御覧ください。免許適格性の一覧を6ページから8ページまで示しております。資料の表は、左から公示番号、河川名、申請者、総会の議決の有無、水産業協同組合法第48条、第50条及び第52条関係の適否、漁業法第72条第2項第2号関係の適否と適格性の適否、増殖計画の適否、不免許該当事項の有無、競願の有無を示しております。

いずれの申請も法に定める適格性を満たしており、競願もありませんでした。

これらの申請に対し免許することについて、漁業法第70条に基づき貴委員会の意見を承りたく、御審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

片山会長

ありがとうございました。

ただ今、知事部局より説明がありましたが、委員から御質問、御意見はございますか。

無いようですので、議案第1号「内水面共同漁業権の免許について（諮問、答申）」をお諮りいたします。

諮問のとおり決定することに異議無い旨、答申することに賛成の方は挙手願います。

各委員

（委員4名中4名挙手、ウェブ参加委員3名中3名挙手）

片山会長

全会一致ですので、議案第1号「内水面共同漁業権の免許について（諮

問、答申)」を諮問のとおり免許することに異議無い旨、答申することといたします。

なお、答申につきましては、9ページ、答申文案の記の欄に「諮問のとおり免許することに異議ありません」と記載して知事に答申することとします。

それでは、次に、議案第2号「内水面共同漁業権の遊漁規則の認可について(諮問、答申)」を議題といたします。議案第1号と同じく、知事より諮問されていますので、知事部局より説明をお願いいたします。

山廻邊課長

はい、議長。水産課長。

片山会長

よろしくお願ひします。

山廻邊課長

水産課の山廻邊です。

議案第2号「内水面共同漁業権遊漁規則の認可について」の諮問について御説明いたします。

資料11ページを御覧ください。漁業権の免許と同様、令和5年9月1日施行となる遊漁規則の認可申請がありました。

遊漁規則につきましては、各漁場・各組合が制定しますので、漁業権の免許は共同の申請であっても遊漁規則はそれぞれの組合が制定することとなります。従いまして、28件の漁場に対して30件の申請がございました。

漁業法第170条第4項の規定に基づき、令和5年7月26日付け5生流第1793号で知事から貴委員会へ「漁業権遊漁規則の認可について」諮問しております。

内容の詳細につきましては、担当より説明させます。

渡辺主任主

水産課の渡辺です。

査

資料12ページを御覧ください。遊漁規則認可申請提出書類一覧を12ページから15ページまで示しております。

続いて、資料16ページを御覧ください。各組合の遊漁料一覧を16ページから19ページまで示しております。表の左から公示番号、河川名、申請者、魚種、漁具・漁法、一日券の遊漁料、現場加算額、一年券の遊漁料、遊漁料の額の妥当性、遊漁規則の適否、備考となっております。

備考に記載しましたとおり、漁場計画において、漁業の追加または削除されたことに伴い、遊漁の対象となる魚種が変更されております。

遊漁規則の審査につきましては、資料20ページにあります県の「遊漁規則認可基準」に基づき、漁場や採捕について遊漁を不当に制限しないも

のか、遊漁料の額の妥当性を判断しました。具体的には遊漁料の限度額を一年券では組合費の130%の100円未満を四捨五入した額、一日券では組合費の130%の25%の100円未満を四捨五入した額とし、それを超えないでないか審査しました。遊漁料は、すべての遊漁規則で妥当であり、遊漁規則は適と判断されました。

これらの申請に対し認可することについて、貴委員会の意見を承りたいので、御審議をよろしくお願ひいたします。

片山会長

ありがとうございました。

ただ今、知事部局より説明がありましたが、委員から御質問、御意見はございますか。

中沢委員

はい。

片山会長

お願いします。

中沢委員

一つ質問させていただきたいのですが、17ページの夏井川の件なのですが、先ほどの遊漁料の認可基準の説明がありましたが、夏井川の年券が7,000円、日券が2,000円となり、25%を超えているのではないかと思うのです。認可基準をみるとただし書があるようにも思うのですが、どのような理由があったのかについて質問させてください。

渡辺主任主
査

はい、議長。

片山会長

お願いいたします。

渡辺主任主
査

水産課の渡辺です。

日券の設定は、組合費の130%の25%以下となります。組合費というものは、賦課金と行使料をあわせた金額となります。その額で計算しますと、今回は24%となり、25%を下回っている額となりますので、適と判断しております。以上です。

中沢委員

年券の7,000円に対して25%ではないということですね。

了解しました。

片山会長

はい。

そのほかに御質問、御意見ありますでしょうか。

無いようですので、議案第2号「内水面共同漁業権の遊漁規則の認可に

について（諮問、答申）をお諮りいたします。

諮問のとおり決定することに異議無い旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員 (委員4名中4名挙手、ウェブ参加委員3名中3名挙手)

片山会長 会場及びウェブ参加の委員についても確認いたしました。

全会一致ですので、議案第2号「内水面共同漁業権の遊漁規則の認可について（諮問、答申）」を諮問のとおり認可することに異議無い旨、答申することといたします。

なお、答申につきましては、21ページ、答申文案の記の欄に「諮問のとおり認可することに異議ありません」と記載して知事に答申することとします。

続きまして、議案第3号「漁業法第73条第2項第2号に規定する『地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者』の判断基準について（協議）」を議題といたします。知事から協議されておりますので、詳細については知事部局より説明をお願いいたします。

山廻邊課長 はい、議長。水産課長。

片山会長 お願いします。

山廻邊課長 資料22ページを御覧ください。「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準について、令和5年7月26日付け5生流第1796号で知事から貴委員会に協議しております。

内容の詳細は担当から説明させます。

渡辺主任主 水産課の渡辺です。

査 資料23ページを御覧ください。基準は内水面区画漁業権の免許において、同一の漁業権に対して複数の免許申請があった場合にその審査や判断のための基準として活用するものです。

1 (1) 新たに設定された同一の個別漁業権について、複数の免許の申請がある場合と、(2) 類似漁業権である同一の個別漁業権について、複数の免許の申請がある場合であって、満了漁業権を有する者からの申請がない場合に、適格性を有する者の中から免許すべきものの判断基準として活用いたします。

漁業法第73条第2項第2号には、「地域の水産業の発展にもっとも寄与すると認められる者」に免許するものとされていることから、水産庁の

技術的助言等を踏まえて判断基準を定めることといたします。

ページ中程「2 判断基準」を御覧ください。申請者ごとに（1）漁業生産の増大、（2）漁業所得の向上、（3）就業機会の確保、（4）その他の4つの項目により審査することとしたいと考えております。

審査の方法については、漁業権免許申請書に添付される事業計画書と必要に応じてヒアリングを行うことで実施したいと考えております。

以上で説明を終わります。

片山会長

ありがとうございました。

ただ今、知事部局より説明がありましたが、委員から御質問、御意見はございますか。

無いようですので、議案第3号「漁業法第73条第2項第2号に規定する『地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者』の判断基準について（協議）」をお諮りいたします。

原案のとおり決定することに異議の無い旨、回答することに賛成の方は挙手願います。

各委員

（委員4名中4名挙手、ウェブ参加委員3名中3名挙手）

片山会長

全員の確認ができました。

全会一致ですので、議案第3号「漁業法第73条第2項第2号に規定する『地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者』の判断基準について（協議）」を原案のとおり決定することに異議の無い旨、回答することといたします。

続きまして、議案第4号「福島県内水面区画漁業権の漁場計画の案に関する公聴会の結果について」を議題といたします。

詳細について事務局から報告願います。

渡辺書記

はい、議長。

片山会長

お願いいいたします。

渡辺書記

書記の渡辺です。

議案第4号「福島県内水面区画漁業権の漁場計画の案に関する公聴会の結果について」御報告いたします。

資料32ページ、「第二種区画漁業権免許一齊切替事務日程について」を御覧ください。今年4月17日に行われた内水面漁場管理委員会で県から委員会へ諮問された漁場計画について、漁業法第64条第5項の規定に基

づき、6月5日に公聴会を開催し、漁業を営む者等から意見聴取をしました。

資料24ページをお開きください。ページ中程3に、公聴会の概要を整理しておりますので、公述者の公述内容につきまして、公述の順に御説明いたします。まず、こい養殖業者の熊田氏から、漁場計画案の内容に異議がない旨、公述がありました。次に、郡山市長の代理人であります大和田氏から、漁場計画案の内容に異議がない旨、公述がありました。また、市街地のため池については、悪臭の改善等の生活環境の保全及び調整池機能としてのため池の利用促進を求める公述がありました。

なお、以上2件の公述申請書につきましては、26、27ページに写しを添付しておりますので、御参照願います。

以上で事務局より報告を終わります。

片山会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局より報告がありましたが、公聴会に出席頂きました委員の方から、付け加えるべき事項がございましたら御発言願います。

無いようですので、これを踏まえまして、次に、議案第5号「福島県内水面区画漁業権の漁場計画の案について（答申）」を議題といたします。

まず始めに、知事部局の御意見があればお願ひします。

山廻邊課長

はい、議長。水産課長。

片山会長

お願ひいたします。

山廻邊課長

公聴会の結果を受けまして、県の考え方を申し上げます。

24ページにあります郡山市長の代理人である大和田課長補佐の公述内容のうち、「悪臭の改善等、生活環境の保全」の要望につきましては、30ページの福島県内水面区画漁業権漁場計画の案の下部に記載しております「2 漁業法第86条の規定による条件」の「5 養魚に当たっては、常に地域環境の保全に留意しなければならない」により対応していると考えております。

また、「調整池機能としてのため池の利用促進」の要望につきましては、「2 漁業法第86条の規定による条件」の「1 ため池からの取水及び排水の管理に支障を及ぼしてはならない」により対応していると考えております。

県の考え方としては、以上です。

片山会長

ありがとうございました。

ただ今の意見につきまして、委員から御意見、御質問がありましたらお願ひいたします。

無いようですので、議案第5号「福島県内水面区画漁業権の漁場計画の案について（答申）」をお諮りいたします。

諮問のとおり決定することに異議無い旨、答申することに賛成の方は挙手願います。

各委員

(委員4名中4名挙手、ウェブ参加委員3名中3名挙手)

片山会長

会場及びウェブで御参加の委員についても確認しました。

全会一致ですので、議案第5号「福島県内水面区画漁業権の漁場計画の案について（答申）」を諮問のとおり決定することに異議無い旨、答申することといたします。

なお、答申につきましては、31ページ、答申文案の記の欄に「提示された区画漁業権の内容となる事項等を原案どおり決定することに異議ありません。」と記載して知事に答申することとします。

それでは、続きまして、議案第6、7、8号の福島県内水面漁場管理委員会の規程の一部改正等の3つの議案について、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

伊藤書記

はい、議長。

片山会長

お願ひいたします。

伊藤書記

内水面漁場管理委員会書記の伊藤です。

議案第6号「福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部改正」、議案第7号「福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部改正」、議案第8号「福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の制定について」を一括して御説明いたします。

これらは、国の「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、県の「福島県個人情報保護条例」が廃止され、新たに「福島県個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則」が制定されたことから、当委員会の関係する規程について、改正及び制定を行うものです。

それでは、それぞれの規程について概要を御説明いたします。

まず、委員会運営規程の改正についてです。

資料 33 ページをお開きいただき、2 の改正の内容を御覧ください。「福島県個人情報保護条例」が廃止されたことから、この条例を引用している箇所を改めるものです。

次に、公文書の開示等に関する規程の改正についてです。

資料 40 ページをお開きいただき、2 の改正の内容を御覧ください。この規程の改正は、公文書等を開示する場合の費用負担の区分を改めるもので、カセットテープ等の交付による開示を廃し、新たに DVD の交付による開示を追加し、これに係る費用を定めるものです。その他、交付の区分及びその費用の表の整理、様式における規格の名称変更に対応する改正を行います。

最後に、個人情報の保護等に関する規程の制定についてです。

資料 52 ページをお開きいただき、1 の制定の趣旨を御覧ください。冒頭でも申し上げたとおり、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、県における個人情報保護制度については、法の規定が直接適用されることとなりました。これに対応するために、当委員会においても現行の規程を廃止し、新たに必要な事項を定めるものです。

2 の制定の内容を御覧ください。新たに制定する規程では、法や施行条例において委員会が定めることとされている開示の方法や費用負担について、定めることとしております。

以上の3 規程の施行日は、今回決議いただいた後の県報登載日といたします。

各規程の改正、制定の概要の次ページより、新旧対照表（案）及び規程の全文（案）を添付しておりますので、後ほど御参照ください。

また、付帯決議として、これらの規程の改正及び制定について、今後、県報登載に当たり字句修正等軽微な変更があった場合には、その処理を事務局に一任していただきたいと思います。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いします。

片山会長

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、御質疑はありませんか。

質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。

それでは、議案第 6 号「福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部改正について」、議案第 7 号「福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部改正について」、議案第 8 号「福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の制定について」

原案どおり改正、制定することに賛成の委員の方は挙手願います。

- 各委員 (委員4名中4名挙手、ウェブ参加委員3名中3名挙手)
- 片山会長 確認ができました。
全員賛成ですので、原案どおり改正、制定することに決定いたします。
- 鈴木書記 続きまして、報告事項に移ります。
報告事項ア「全国内水面漁場管理委員会連合会令和5年度通常総会について」です。事務局より報告願います。
- 片山会長 はい、議長。
- 鈴木書記 お願いいたします。
- 鈴木書記 報告事項アの全国内水面漁場管理委員会連合会令和5年度通常総会について御説明いたします。
資料の67ページをお開きください。今年度の全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会は、5月26日に東京都で開催され、片山会長に御出席していただき、事務局から私が参加いたしました。
続いて、資料68ページの通常総会次第をお開きください。8の議事について、第1号議案から第4号議案のすべてが原案のとおり承認されました。
次に、資料の73ページをお開きください。第4号議案 令和5年度提案書案についてです。提案項目は、昨年度同様で7つあります。
- I 外来魚対策について
II 魚病対策について
III 鳥類による食害対策について
IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について
V 放射性物質による汚染対策について
VI ウナギの資源回復について
VII 内水面漁場管理委員会制度について、です。
この提案について、中央省庁に提案することが可決されております。
時間の都合上、詳細については省略させていただきますが、前年度と提案内容を変更した部分、及び追加した部分に下線が引かれておりますので、後ほど御参照ください。
- 以上で、報告事項アを終わります。
- 片山会長 ありがとうございました。
ただ今の説明につきまして、御質問、御意見等がありましたら発言願います。

- 中沢委員 はい。
- 片山会長 お願ひいたします。
- 中沢委員 通常総会において、提案書が6月には各関係機関に提案されることになつてますが、そのときの反応などがあれば教えていただきたいと思います。
- 渡辺書記 はい。
- 片山会長 お願ひいたします。
- 渡辺書記 今回の提案については、6月に実施したもので、これについての回答が今後送られてくる予定ですので、次の委員会の時にまた報告事項で報告させて頂きます。
- 片山会長 ありがとうございました。
他に御質問、御意見ありますでしょうか。
- 以上で、御案内しておりました議事はすべて終了いたしました。
その他、何かございますか。
無いようですので、以上をもちまして、議長の任を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。
- (7) 閉会
- 後藤書記 委員の皆様におかれましては、慎重な御審議ありがとうございました。
以上をもちまして、第21期第8回福島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

以上、議事録に相違ないことを証するため、署名・押印いたします。

令和5年 9月28日

会長 片山 重優 印

議事録署名人 坂内 由夫 印

議事録署名人 三木 留津帆 印